

予 算 要 求 資 料

令和6年度当初予算

支出科目 款：警察費 項：警察活動費 目：一般警察活動費

事業名 被害者等支援事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

警察本部 総務室 広報県民課 電話番号：058-271-2424(内2161)

刑事部 捜査第一課 電話番号：058-271-2424(内4111)

E-mail：c18873@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 5,121 千円 (前年度予算額： 5,117 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	5,117	1,590	0	0	0	0	0	0	3,527
要求額	5,121	1,595	0	0	0	0	0	0	3,526
決定額									

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨（現状と課題）

平成17年4月に施行された「犯罪被害者等基本法」をはじめとする各種法令や計画に基づき、犯罪被害者や遺族（以下「被害者等」という。）に対する保護、被害の回復・軽減及び犯罪捜査活動における被害者等の負担を軽減するための各種施策を継続して実施することで被害者等の権利や利益の保護に努めている。警察は被害者等に最も密接に関わり、保護などの役割を担う機関であることから、被害者支援は重要な責務のひとつである。さらに一歩踏み込んだ被害者等の立場に立った支援を行っていく必要がある。

(2) 事業内容

被害者等への各種支援と被害者等は置かれている状況などの理解を深める施策

- ・被害者等に対する手引き等の配布
- ・専門機関等でのカウンセリング費用の公的負担
- ・遺体修復及び収納袋等による遺族等の負担軽減措置
- ・犯罪現場に対するハウスクリーニングの実施
- ・「命の大切さを学ぶ教室」の開催
- ・性犯罪被害者用の着替えの整備 など

(3) 県負担・補助率の考え方

県内で発生した犯罪の被害者等の保護や支援を行うものであること、また、他の国庫補助対象事業と同様の割合で充当していることから、県負担は妥当である。

(4) 類似事業の有無

無し

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
需用費	1,276	献花・線香・供物等、犯罪被害者の手引きの作成 など
役員費	1,367	被害者等に対する経済的支援、遺体修復手数料 など
委託料	1,754	犯罪被害者直接支援業務委託
その他	724	「命の大切さを学ぶ教室」講師謝金、相談用施設借上げ など
合計	5,121	

決定額の考え方

4 参考事項

各種計画での位置づけ

「清流の国ぎふ」創生総合戦略

II-2-(2)-⑤ 犯罪・交通事故防止の推進

事業評価調査書（県単独補助金除く）

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 新規要求事業 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業 |

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
 被害者等に対して適切な支援を行い、精神的・経済的被害の早期回復・軽減を図るとともに、再被害防止に努めることで被害者等の権利、利益を保護する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (R)	R4年度 実績	R5年度 目標	R6年度 目標	終期目標 (R)	達成率
①「命の大切さを学ぶ教室」開催回数	/	13 回	15 回	15 回	/	/
②直接支援業務実施状況	/	121 回	123 回	123 回	/	/

○指標を設定することができない場合の理由

（これまでの取組内容と成果）

令和3年度	犯罪被害者遺族による「命の大切さを学ぶ教室」を9回開催したほか、犯罪被害者等に対する経済的支援の実施、また、被害者等に対する直接支援業務をぎふ犯罪者支援センターに委託し被害者等のケアに取り組んだ。
令和4年度	犯罪被害者遺族による「命の大切さを学ぶ教室」を13回開催したほか、犯罪被害者等に対する経済的支援の実施、また、被害者等に対する直接支援業務をぎふ犯罪者支援センターに委託し被害者等のケアに取り組んだ。
	指標① 目標：15回 実績：13回 達成率：86%
令和5年度	/
	指標① 目標：____ 実績：____ 達成率：____%

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<p>・ 事業の必要性 (社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) <small>3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない</small></p>	
(評価) 3	<p>誰もが犯罪被害者等になり得る社会情勢の中で、岐阜県犯罪被害者等支援条例が施行され、社会全体で被害者も加害者も出さない社会づくりが求められている。とりわけ被害者等に対する支援活動の重要性は年々高まっており事業の必要性は高い。</p>
<p>・ 事業の有効性 (指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) <small>3：期待以上の成果あり 2：期待どおりの成果あり 1：期待どおりの成果が得られていない 0：ほとんど成果が得られていない</small></p>	
(評価) 2	<p>経済的支援や直接支援業務等により、被害者等への経済的及び精神的負担からの軽減効果は高い。また、「命の大切さを学ぶ教室」を受講した中高生からの反響もよく、犯罪被害防止のための広報啓発事業としての効果は大きい。</p>
<p>・ 事業の効率性 (事業の実施方法の効率化は図られているか) <small>2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている</small></p>	
(評価) 1	<p>被害者等に対して迅速且つ適切に支援活動が行えるよう努めている。</p>

(今後の課題)

<p>・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項 被害者等が安心・安全に暮らしていくためには、社会全体の十分な理解と協力が不可欠であることから、被害者等に対する支援のほか、県民への広報啓発活動を継続して実施していく必要がある。</p>
--

(次年度の方向性)

<p>・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 近年、県下全市町村において犯罪被害者等支援条例が施行となったほか、県においても同条例が整備され、行政との更なる連携及び協力体制の確立に向け、社会全体の被害者支援意識の高揚を図るための広報啓発など各種施策の一層の充実を図っていく。</p>

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

<p>組み合わせ予定のイベント 又は事業名及び所管課</p>	なし
<p>組み合わせる理由 や期待する効果 など</p>	なし